

4. 受付計画

(1) 前日受付

- ◆ 宿泊される招待者については、大会前日、指定宿泊施設にて1回目の受付を行います。
- ◆ 指定宿泊施設には招待者専用の受付を設置し、スムーズなチェックインができるようにします。
- ◆ 指定宿泊施設での受付業務は、原則、実施本部員が行います。

招待者区分	受付区分	受付場所	受付業務の内容
中央特別招待者	宿泊受付	指定宿泊施設	<ul style="list-style-type: none"> ① ルームキーの引き渡し ② 記念品・大会用品・IDカードの配付 ③ 宿泊案内の配付 ④ レセプション参加の案内
県外招待者 (中央特別招待者を除く)	宿泊受付	指定宿泊施設	<ul style="list-style-type: none"> ① 本人確認 ② ルームキーの引き渡し ③ 記念品・大会用品・IDカードの配付 ④ 宿泊案内の配付 ⑤ レセプション参加の案内(参加者のみ)

(2) 当日受付

- ◆ 全国植樹祭当日の受付は、指定宿泊施設や指定集合地で、バスに乗車する前に行います。
- ◆ IDカードの紛失や記念品・大会用品等が不足した場合に備え、入場チェックエリアに記念品・大会用品のストックヤードを兼ねたIDカード再発行所を設け、不足品の対応とIDカードの再発行を行います。
- ◆ 必要に応じて受付業務の補助や配付物の補充等の対応がとれるよう、関係者と連携を図ります。

招待者区分	受付区分	受付場所	受付業務の内容
県外招待者 (中央特別招待者を除く)	バス乗車 受付	指定宿泊施設	<ul style="list-style-type: none"> ① IDカードの着用確認 ② 本人確認
	入場チェック	式典会場	<ul style="list-style-type: none"> ① 手荷物・IDカードの確認 ② 入場チェック
県内招待者	バス乗車 受付	指定集合地	<ul style="list-style-type: none"> ① 本人確認 ② 記念品・大会用品・IDカードの配付
	入場チェック	式典会場	<ul style="list-style-type: none"> ① 手荷物・IDカードの確認 ② 入場チェック

(3) 配布物品

- ◆ 本県の森林・林業、地場産業、特産品等を全国に情報発信するため、記念品等を配付します。
- ◆ 記念品の選定にあたっては、県産品の活用を図り、環境に配慮したものとするとともに、県外からの招待者の持ち帰りやすさにも配慮します。
- ◆ 式典の円滑な運営のため、IDカードや帽子等を配付します。

＜主な配付物＞

- ・大会プログラム
- ・IDカード（識別証）
- ・帽子（参加者区分）
- ・記念品（特産品等） 等

《 配付物品一覧 》

区分	中央特別招待者	特別招待者		一般招待者		出演者等		
		県外	県内	県外	県内	出演者	市町村職員	ボランティア
大会用品	式典プログラム	○	○	○	○	○	○	○
	帽子		○	○	○	○	○	○
	大会持込用透明袋	○	○	○	○	○	○	○
	雨合羽	○	○	○	○	○	○	○
	軍手		○	○	○	○		○
	簡易座布団				○	○		
記念品等	記念品	○	○	○	○	○		○
	観光ガイド等	○	○	○	○			

(4) レセプション受付

- ◆ 前日に開催されるレセプションの受付は、下記により行います。

区分	受付場所	受付時間	受付内容
中央特別招待者 県外特別招待者 県内特別招待者（一部）	会場入口	会場入場前	本人確認、手荷物チェック

5. 特別接伴計画

特別接伴が必要と認められる中央特別招待者等には、実施本部員（特別接遇部）が次の対応を専属で行います。

- ◆ 移動には原則として公用車・借上車等の乗用車を使用します。
- ◆ 前日は、出迎えからレセプションの受付、会場内の案内、誘導、宿泊施設への案内など常時サポートします。
- ◆ 式典当日は、出迎えから受付誘導、会場内の案内、植樹誘導、昼食案内、見送りまで常時サポートします。
- ◆ 中央特別招待者等の行動を常時把握できる通信連絡体制を整えます。

6. 作品御覧・レセプション計画

(1) 作品御覧

- ◆ 国土緑化運動・育樹運動ポスター原画コンクールの優秀作品及び第70回全国植樹祭大会ポスター原画作品を展示し、天皇皇后両陛下に御覧いただきます。

- <主 催> 公益社団法人 国土緑化推進機構、愛知県
- <開催日時> 2019年6月1日(土)
- <会 場> 両陛下の宿泊施設内
- <招待者> 国土緑化運動・育樹運動ポスター原画コンクール入賞者
第70回全国植樹祭大会ポスター原画作者

(2) レセプション

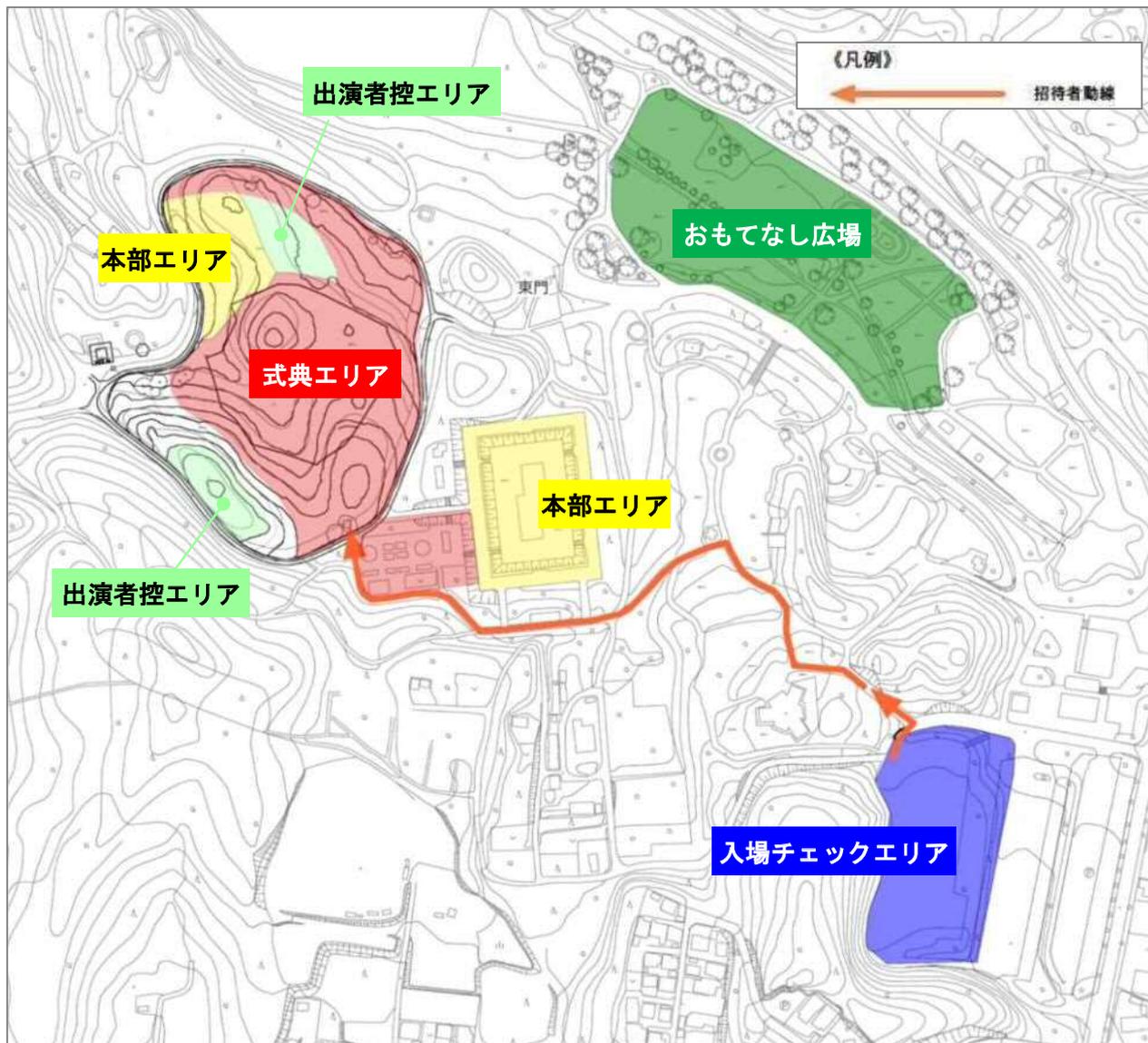
- ◆ 天皇皇后両陛下の御臨席を賜り、第70回全国植樹祭招待者の来訪を歓迎し、懇親を深める場とします。

- <主 催> 愛知県
- <開催日時> 2019年6月1日(土)
- <会 場> 両陛下の宿泊施設内
- <招待者> 500名程度
 - ・中央特別招待者
(公益社団法人国土緑化推進機構会長、国務大臣、次期開催県知事 等)
 - ・県外特別招待者
(県選出国會議員、緑化功労者 等)
 - ・県内特別招待者
(県議會議員、市町村長、実行委員会委員 等)

日 程
(1) 招待者受付
(2) 招待者レセプション会場入場
(3) 進行説明(司会者)
(4) 天皇皇后両陛下レセプション会場御着
(5) 御臨席
(6) 開宴
(7) 主催者あいさつ(愛知県知事)
(8) 乾杯(大会会長)
(9) 御歓談
(10) 天皇皇后両陛下レセプション会場御発
(11) 歓談
(12) 閉宴
(13) 招待者退場

7. 会場内動線計画

(1) 入場時の動線



(2) 退場時の動線

入場時のコースを反対に戻る動線とします。

8. 会場おもてなし計画

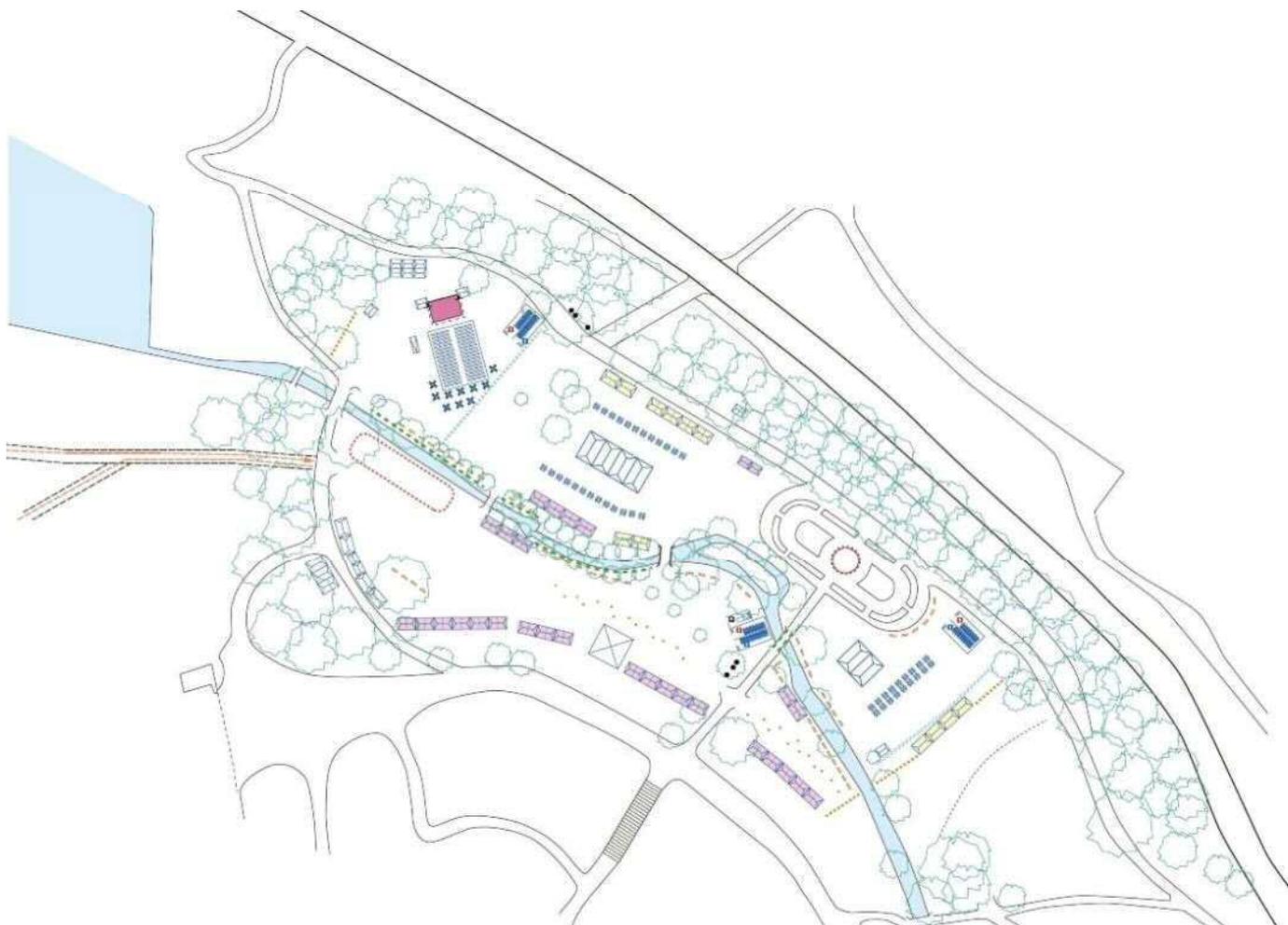
- ◆ 式典会場と近接しておもてなし広場を設置します。招待者が安心・安全・快適に過ごせるよう総合案内所や湯茶接待コーナー、救護所、仮設トイレ等を整備します。
- ◆ 本県の木づかいや森づくり活動の取組みや花きをはじめとした農林水産物、観光、特産品等を招待者に広くPRするため、各種展示コーナーや観光案内所、物産販売ブース等を関係団体の協力により運営します。
- ◆ おもてなしステージでは、愛知県にゆかりのある歌や踊り、民族芸能等の演目を行います。
- ◆ おもてなし広場の運営にあたっては、出展者等との協力により、廃棄物の減量化に取り組むとともに、飲食物の提供において環境に配慮した容器を使用する等、環境に優しい運営に努めます。

区分	施設名	内容
おもてなし広場	総合案内所	招待者に対する各種案内・情報提供、案内誘導、各種パンフレットの配布、遺失・拾得物の管理
	おもてなしステージ	愛知県にゆかりのある歌や踊り、民族芸能等の披露
	湯茶接待コーナー	招待者に湯茶、ミネラルウォーターを提供
	販売コーナー	愛知県内の農林水産物や特産品、飲食物等の販売
	展示コーナー	愛知県内の森林・林業、観光等を紹介 愛知県内の大学生による県産木材を使用した木製品の展示
	花の王国あいちPRコーナー	愛知県花きのPRや販売
	臨時郵便局	記念切手の販売、郵便・宅配サービス
	救護所	招待者の体調管理・救護
	休憩コーナー	休憩用テントを設置



参考例：第68回全国植樹祭富山大会

《 おもてなし広場配置図 》



《 おもてなし広場展開イメージ 》



9. サテライト会場計画

- ◆ 式典参加者のみならず、多くの県民の方々に第70回全国植樹祭を体感していただくため、名古屋市のオアシス21と豊橋市の豊橋総合動植物公園（のんほいパーク）、尾張旭市の尾張旭市渋川福祉センターにサテライト会場を設置し、式典の放映や各種出展ブースを設置します。

《 会場位置図 》

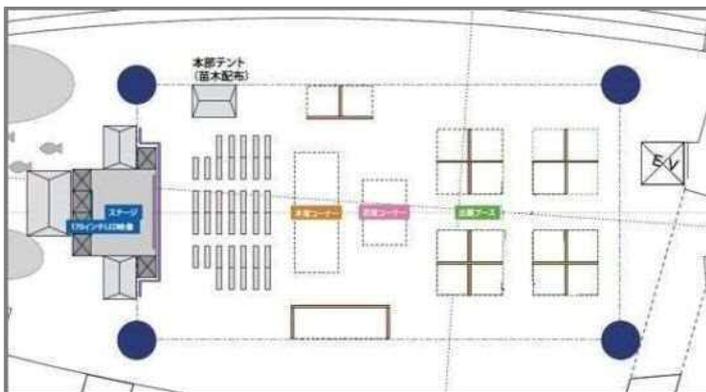


《 サテライト会場イメージ 》



参考例：第68回全国植樹祭富山大会

《 オアシス21 》



《 豊橋総合動植物公園（のんほいパーク） 》



《 尾張旭市渋川福祉センター 》



10. 昼食計画

(1) 基本的な考え方

- ◆ 本県の豊かな自然に育まれた、土の恵み、海の恵み、山の恵みなどの県産食材をふんだんに使用した弁当を招待者に提供し、あいちのブランド農林水産物を通じて本県の魅力を発信します。
- ◆ 弁当の製造、輸送、保管、配布は、衛生面と安全面に万全を期すとともに、容器・包装資材についても環境に配慮したものを使用します。

(2) 昼食場所

- ◆ 昼食会参加者以外の招待者は、式典会場内での昼食（弁当）とします。
- ◆ 出演者、実施本部員は、原則としてそれぞれ業務に従事する場所での昼食（弁当）とします。
- ◆ 弁当の配布については、下表のとおりとし、効率的に配布します。

区 分	弁当配付・昼食場所	弁当配付時間
中央特別招待者 (昼食会参加者を除く)	式典エリア (特別招待者席)	エピローグ終了後
特別招待者	式典エリア (特別招待者席)	
一般招待者	式典エリア (一般招待者席)	
出演者等	出演者控所	随時
実施本部員	本部エリア等	

11. 医療・衛生計画

(1) 医療救護所の設置

- ◆ 式典会場に救護所、植樹会場に簡易救護所を設置し、医師等により傷病者の医療救護を行います。
- ◆ 救護所には、医薬品や休憩用ベッド、AED等を備えます。
- ◆ 消防署や近隣の医療関係機関の協力を得て、緊急時の搬送・受入体制を整えます。

会場	対応内容
式典会場	<ul style="list-style-type: none"> • 救護所 3カ所設置 • 救護体制として尾張旭市消防本部に通常体制での協力を要請
植樹会場 (愛知県森林公園 休養の森)	<ul style="list-style-type: none"> • 簡易救護所 1カ所設置 • 救護体制として尾張旭市消防本部に通常体制での協力を要請
植樹会場 (愛知県森林公園 南門)	<ul style="list-style-type: none"> • 簡易救護所 1カ所設置 • 救護体制として尾張旭市消防本部に通常体制での協力を要請
植樹会場 (愛知県昭和の森 記念の森)	<ul style="list-style-type: none"> • 簡易救護所 1カ所設置 • 救護体制として豊田市消防本部に通常体制での協力を要請
植樹会場 (愛知県昭和の森 四季の丘)	<ul style="list-style-type: none"> • 簡易救護所 1カ所設置 • 救護体制として豊田市消防本部に通常体制での協力を要請
植樹会場 (愛知県森林・林業技術センター)	<ul style="list-style-type: none"> • 簡易救護所 1カ所設置 • 救護体制として新城市消防本部に通常体制での協力を要請

(2) 衛生対策

- ◆ 実施本部の医療救護班が中心となり保健所等の協力を得て、食品衛生や環境衛生について、関係機関と協議を行い、衛生対策に努めます。
- ◆ 食の安全を期すため、弁当業者や宿泊施設、会場内の食品提供施設などの指導を徹底します。
- ◆ 飲食等により発生する廃棄物の適切な処理を行い、各会場及びその周辺の環境美化に努めます。

12. 消防・防災・警備計画

(1) 基本的な考え方

- ◆ 消防、警察その他関係機関との協力体制を築き、連携を密にして、招待者等の安全を確保し、安心して参加いただけるようにします。
- ◆ 危機管理については、責任者を明確にし、迅速な初期対応ができるようマニュアル等を作成し、研修を行います。

(2) 消防・防災

- ◆ 実施本部の消防防災・警護班が中心となり、異常事態の早期発見・通報に努めます。
- ◆ 会場内は、喫煙所を除き全て禁煙とし、主要施設には消火器を設置します。
- ◆ おもてなし広場等の火気使用についても管理を徹底します。
- ◆ 避難計画を策定し、実施本部員への周知を図るとともに、安全に避難できる体制を整えます。

① 実施体制

実施本部の消防防災・警護班が中心となり、実施本部員等が連携して異常の早期発見・通報に努め、火災及び災害発生時には、速やかに必要な処置を講じることができるよう、緊急体制を整備します。

② 実施期間

消防防災実施期間並びに重点期間の2段階を設定し、徹底した指導と防止策を講じます。

- ・ 消防防災実施期間：全国植樹祭開催一カ月前から全国植樹祭終了まで
- ・ 消防防災重点期間：全国植樹祭当日

③ 業務内容

実施期間	県	関係市町・消防本部
消防防災実施期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防機関への火災予防体制の協力要請 ・ 消防機関への緊急避難及び救急救助体制の協力要請 ・ 関係機関との連絡調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防防災実施計画書の作成 ・ 植樹祭関連施設及び宿泊施設の予防査察の実施及び防火防災の指導 ・ 火災等災害出動態勢の確立
消防防災重点期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 火災時の災害通報、関係機関への連絡 ・ 気象情報の収集、関係機関への連絡 ・ 消防防災の状況把握 ・ 関係機関との連絡調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 式典会場への緊急車両の配備 ・ 消防機械器具及び水利等の点検 ・ 火災の警戒、避難誘導 ・ 県及び関係機関への連絡調整

(3) 警備

- ◆ 会場内での事件・事故を防止し、円滑な運営を図るため、警察等関係機関と協力して警備を実施します。
- ◆ 警備員や実施本部員を配置して、警備や車両の整理、招待者等の誘導を行います。
- ◆ 式典会場の入場ゲートでは、金属探知機等による持ち物検査や入場者の確認を行います。
- ◆ 式典会場、植樹会場、駐車場等では、使用物品等の搬入後、夜間も含め、監視・巡回警備等を行います。

① 実施体制

実施本部の消防防災・警護班のもと、専門の警備員が協力して警備を実施します。

② 実施期間

警備実施期間並びに重点期間の2段階を設定し、万全の対策を講じます。

- ・ 警備実施期間：全国植樹祭開催の数日前から全国植樹祭終了まで
- ・ 警備重点期間：全国植樹祭当日

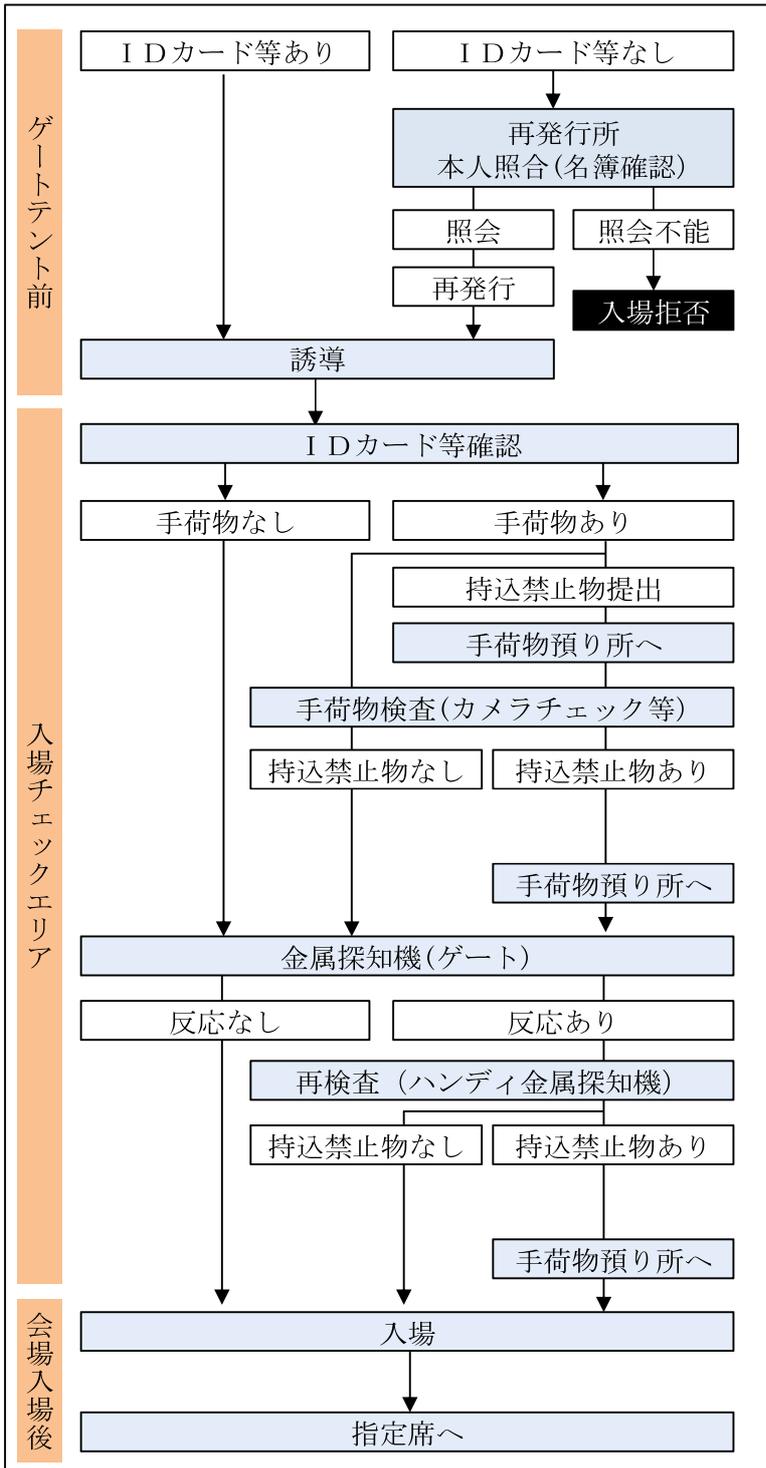
③ 業務内容

実施期間	目的	対策
警備実施期間	施設・備品の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・ 式典会場及び植樹会場では、施設・備品等の引き渡し、搬入から植樹祭当日まで、専門の警備員による会場の夜間巡回警備を行います。
警備重点期間	雑踏事故対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 式典会場及び植樹会場では、雑踏事故防止のために会場内の要所に専門の警備員及び実施本部員を配置します。 ・ 入場チェックエリアや招待者動線での滞留が起こらないように、実施本部員が適切な招待者誘導を行います。
	交通警備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 式典会場及び植樹会場周辺の主要ルートには、専門の警備員または実施本部員を配置し、歩行者の安全確保を行います。 ・ すべての関係車両に大会関係車両証の掲示を義務付けます。
	式典中の警備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 式典会場内の招待者席付近を中心に実施本部員を配置し、妨害行為の防止等会場内の秩序維持に努め、円滑な式典運営を実施します。 ・ 事案発生時には、警察と連携しながら、適切に対応します。
	立入禁止区域の設定及び侵入防止対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 式典会場内の実施本部エリア、出演者控えエリア等を招待者の立ち入り禁止区域に設定し、実施本部員の配置・誘導、ローピング、サイン設置等により侵入防止対策を講じます。

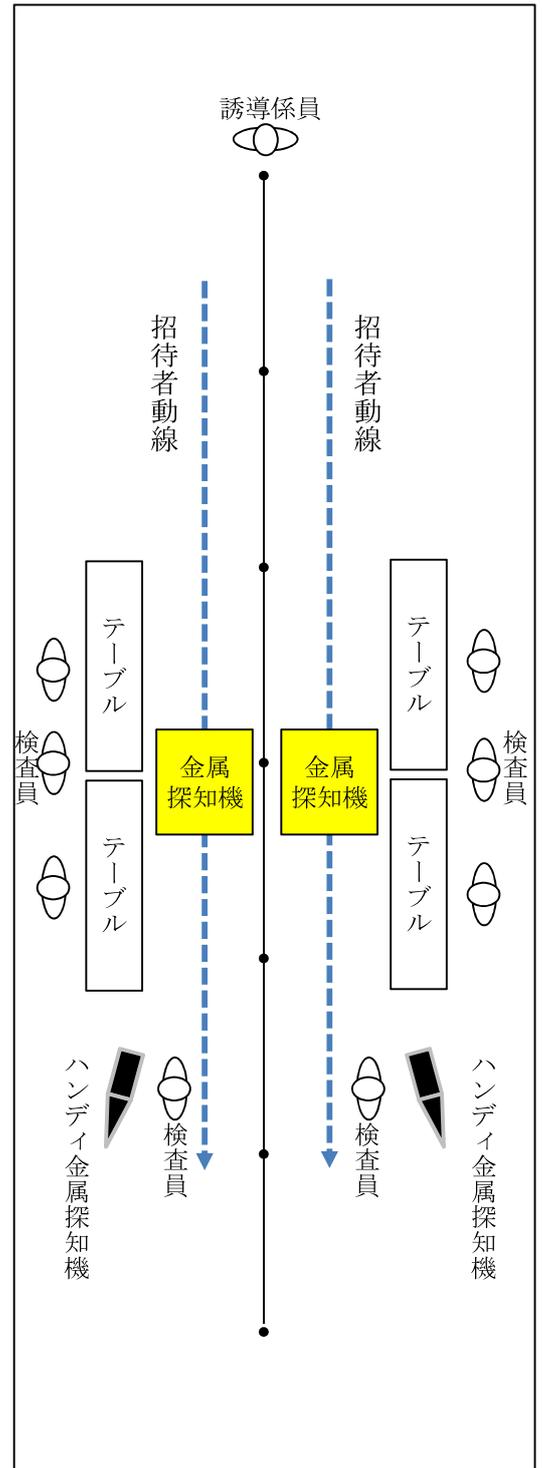
(4) 入場チェック計画

- ◆ 全国植樹祭当日に会場へ入場する者は、あらかじめ指定された識別用品の着用を義務づけます。
- ◆ 招待者の手荷物については、指定された透明袋に入れての持ち込みを原則とします。
- ◆ 凶器として使用されるおそれのある物品については、持ち込みを禁止します。

《 入場管理の流れ 》



《 金属探知機周辺図 》



13. 実施本部計画

- ◆ 円滑な運営を図るための実行組織として、「第70回全国植樹祭愛知県実施本部」を設置します。
- ◆ 県職員を始め市町村職員、ボランティアの皆様の積極的な協力を得て効率的な要員配置を行うとともに、大会運営の円滑化及び参加者の安全性や快適性の確保に努めます。

《 実施本部体制 》



14. 研修・リハーサル計画

- ◆ 円滑な運営に向けて、実施本部員の研修を行うほか、出演者を含めたリハーサルを実施します。
- ◆ 効果的な研修・リハーサルを実施するため、事前に各班の運営マニュアルを作成します。
- ◆ 研修・リハーサル計画に基づき、実施本部員全員が業務内容を把握できるようにします。

(1) 実施本部員の研修計画

- ◆ 実施本部員の研修は、事前の資料配付、リハーサルへの参加等により実施します。

(2) リハーサル計画等

区分	時期	場所	参加者	内容
合同説明会	2019年 2月16日(土)	尾張旭市 総合体育館	出演者代表	大会概要・参加内容説明
式典リハーサル	2019年 4月6日(土)	式典会場	出演者 (アシスタント・介添者等) 実施本部員	記念式典のリハーサル
総合リハーサル	2019年 4月27日(土)	式典会場 植樹会場	出演者 実施本部員	全体通しリハーサル、車両・参加者 誘導、接遇研修、非常時訓練他
荒天会場リハーサル	2019年 5月18日(土)	尾張旭市 文化会館	出演者 (アシスタント・介添者等) 実施本部員	荒天時の 式典部分のリハーサル
前日リハーサル	2019年 6月1日(土)	式典会場 植樹会場	出演者 実施本部員	全体通しリハーサル、車両・参加者 誘導、接遇研修、非常時訓練他

(注) 必要に応じ個別にリハーサルを実施する。

15. 雨天時・強風時対応計画

(1) 基本的な考え方

- ◆ プログラムごとに雨天時等の対応を検討し、役割分担の明確化と雨天時等体制へのスムーズな移行を行います。
- ◆ 式典演出については、天候に応じ各出演団体との協議の上、内容の変更を決定します。
- ◆ 式典音楽隊の演奏が不可能な場合は、事前に演奏を収録した音源を使用します。
- ◆ 会場警備上、傘の持ち込みができないため、事前に雨合羽を配付します。

(2) 雨天対策

項目	雨天時運営対策
服装	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会場警備上、小雨・大雨にかかわらず式典会場及び植樹会場での傘の使用を原則禁止する。 ・ 招待者の雨具については、大会用品として事前配付する雨合羽の着用を基本とする。 ・ 招待者に履き慣れた滑りにくい靴での来場を事前に告知する。 ・ 実施本部員は、識別備品が透けて見える雨合羽を着用する。 ・ 円滑な運営を行うために、雨天時の注意・禁止事項を事前に招待者に案内する。
バス乗降 ・ 案内誘導	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各招待者の乗降場所は晴天時と同様とする。 ・ スムーズな降車を行うため、雨具は会場到着前に余裕をもって着用いただくよう案内する。 ・ 式典終了後の濡れた雨具の持ち込みは、バス内が滑りやすくなるため、回収箱等を用意する。 ・ 誘導時に使用するプラカードについては、雨天時にも使用可能なものを作成する。
弁当配付	<ul style="list-style-type: none"> ・ 容器は、雨天時にも対応できるよう、水漏れに強いものとする。 ・ 招待者の昼食場所を式典会場からバス車内などへ変更する。 ・ 場所変更に伴う判断、連絡体制、積込体制等を十分に検討し、スムーズな体制を構築する。
施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般招待者の座席を雑巾等で拭く。 ・ お野立所は、両陛下到着の直前まで床等を養生する。

(3) 強風対策

項目	場所	強風時運営対策
植樹会場	植樹会場	・ テントが飛ばされないよう、ウェイト補強、テント連結などの強風対策を実施する。
式典会場	式典所	・ マイク等備品が飛ばされないよう、強風対策を実施する。
	お手植え所	・ お手植え後、苗木が倒れないよう強風対策を実施する。
	音響・映像	・ マイクにウインドスクリーンを設置する。 ・ 音響や映像機器は、必要な強風対策を実施する。
	音楽隊席	・ 楽譜や譜面、マイク等は必要な強風対策を実施する。
その他	おもてなし広場	・ テントが飛ばされないよう、ウェイト補強、テント連結などの強風対策を実施する。
その他		・ 喫煙所、その他火気を使用する場所の巡回を強化する。

第6章 宿泊輸送計画

1. 基本的な考え方

- ◆ 式典前日に、宿泊される招待者（主に県外招待者）は、実行委員会が指定する施設に宿泊することとします。
- ◆ 式典当日は、前日宿泊された招待者は宿泊施設から、宿泊されない招待者は代表者の所在する住所を原則とした市町村ごとの指定集合地から、実行委員会が準備したバスにより会場に移動することとします。
- ◆ 宿泊施設の収容人数、道路交通事情、送迎体制を総合的に勘案し、無理のない宿泊・輸送体制を整えます。
- ◆ 招待者の安全で円滑な輸送を図るため、運行ルート、輸送スケジュール及び必要な交通規制などについて、関係者で綿密な打ち合わせを行うとともに、添乗員の配置・案内により快適な輸送体制を整えます。
- ◆ 会場周辺及びアクセス道路沿線では、地元市町村や関係者、地域住民の参加・協力を得て、美化に努め、招待者を歓迎します。



参考例：第68回全国植樹祭富山大会

2. 宿泊計画

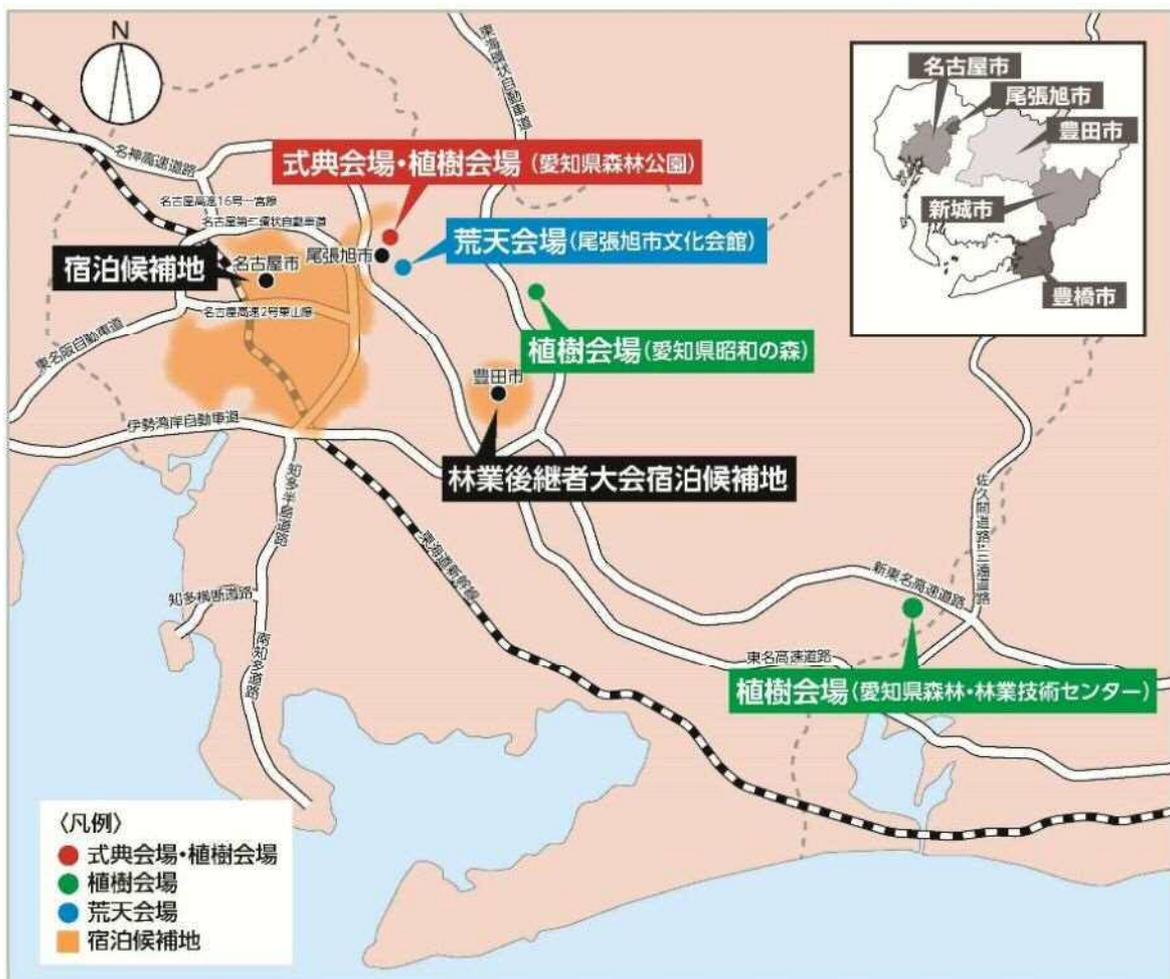
(1) 宿泊施設の選定

- ◆ 式典会場や植樹会場までの道路状況やアクセス等を考慮した宿泊エリア・宿泊施設を選定します。
- ◆ 施設内または近隣で、安全にバスの乗降が可能な場所を確保できる宿泊施設を選定します。
- ◆ フロントやロビー等宿泊施設内に専用デスクを設置し、大会用品（大会プログラム、IDカード、帽子等）を円滑かつ確実にお渡しできる体制を整備します。
- ◆ 食事のメニューについては本県の食のPRに努め、県の特産品を積極的に取り入れたメニューを提供します。
- ◆ 緊急時に搬送できる救急病院や緊急対応担当者の有無、AED（自動体外式除細動器）の設置状況を事前に把握し、万が一の事故に備えます。

(2) 宿泊候補地

- ◆ 宿泊される招待者は、名古屋市内を中心に宿泊いただきます。なお、全国林業後継者大会に参加される方は、豊田市内を中心に宿泊いただきます。

○ 宿泊候補地位置図

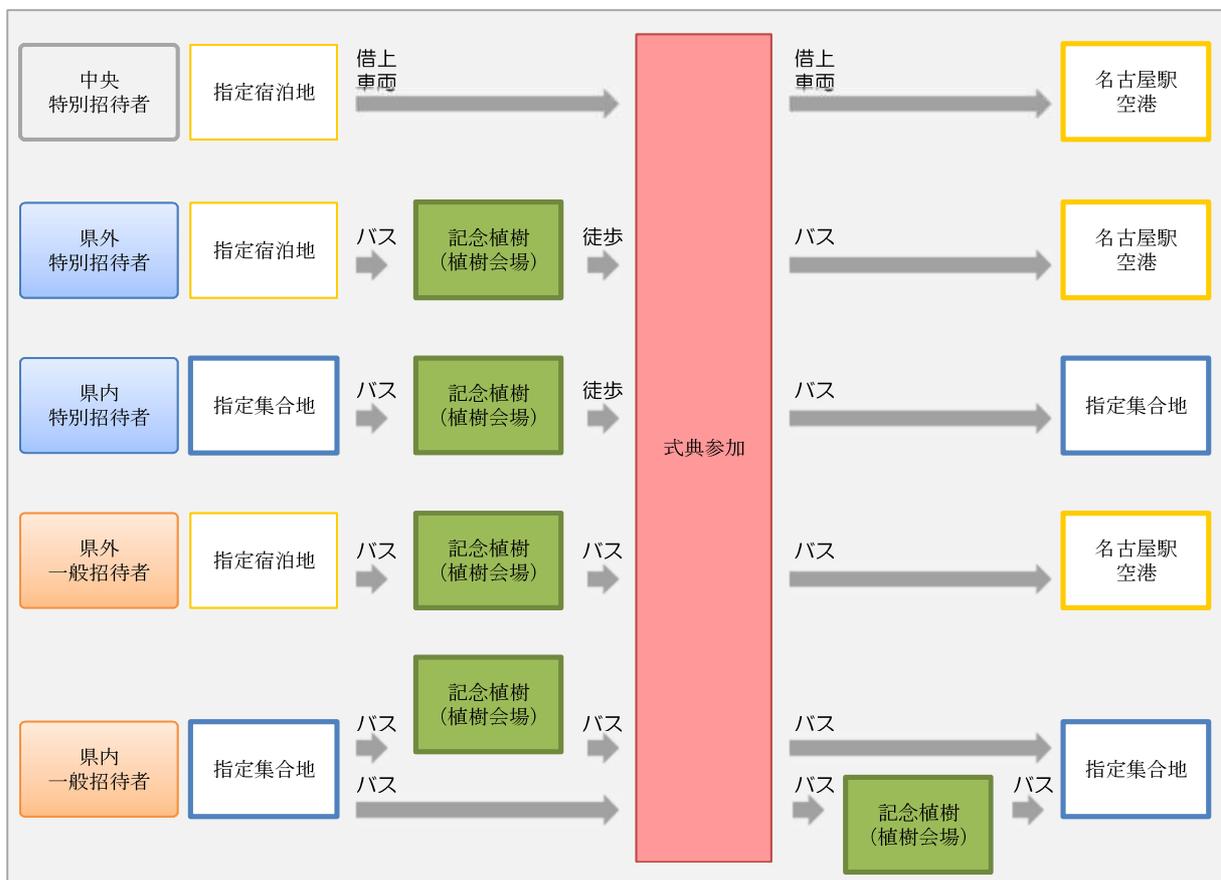


3. 輸送計画

(1) 輸送方針

- ◆ 招待者はバスで移動することを原則とし、招待者区分ごとに輸送計画を作成します。
- ◆ 招待者の安全で円滑な輸送を行うため、バス事業者、関係機関と協議・検討の上、運行ルートを設定します。
- ◆ 式典当日の道路混雑等のリスクを想定し、高速道路を利用した極力移動時間がかからない最短ルートを設定します。
- ◆ 交通事故や渋滞等の不測の事態に備え、代替ルートや迂回ルートを設定を行います。

(2) 輸送フロー



(3) 関係車両一覧

参加者区分	輸送手段	台数	同乗者	備考
中央特別招待者	借上車等	30台	接伴員	出迎え・添乗・誘導・見送り
県外招待者	計画輸送バス	40台	添乗員	各種案内・誘導
県内招待者	計画輸送バス	190台	添乗員	各種案内・誘導
実施本部員等	計画輸送バス	50台	担当班員等	
合計	借上車等 計画輸送バス	30台 280台		

(4) 駐車場計画

- ◆ 式典中の計画輸送バスの駐車場は、道路交通事情も考慮し、会場の隣接地または近傍地から選定し、確保します。
- ◆ 愛知県森林公園を除く各植樹会場における招待者記念植樹の間は、各植樹会場に乗降場所を設けます。

4. 運行管理体制・緊急時対応

- ◆ 式典会場周辺に輸送管理本部を設置し、運行状況の管理を一元的に行います。また、接遇班添乗係との業務連携が必要となるため、輸送と接遇が一体となった本部設置を検討します。
- ◆ 車両の運行状況を把握し、安全で円滑な運行体制を実現するため、バス添乗員に配付の携帯電話により、リアルタイムな連絡体制を確保します。

(1) 休憩所

- ◆ 長時間の連続移動の場合は、トイレ休憩を設定します。

(2) 指定集合地

- ◆ 県内招待者の集合地として、県庁舎・市町村役場等を指定し、効率的な輸送を行います。
- ◆ 立地条件、バス・乗用車の駐車スペースの確保、トイレ・配付物の設置スペースなどを考慮し、選定します。

5. 道路交通対策

- ◆ 会場周辺の道路や招待者の輸送ルートにあたる道路については、事前に道路管理者と協議の上、道路工事や道路占用許可等の必要な措置を講じます。
- ◆ 招待者及び周辺住民等の交通の安全の確保と車両の円滑な運行を行うため、関係機関の協力を得て、交通整理、交通規制等を実施します。

第7章 荒天時式典計画

1. 基本的な考え方

- ◆ 暴風雨、集中豪雨等の荒天に見舞われ、式典会場での式典が困難であると判断した場合は、荒天会場で式典を実施します。
- ◆ 開催日の1週間前から随時情報収集に努め、式典会場での式典の実施の可否を判断します。
- ◆ 荒天会場での実施決定に備え、関係機関と万全の連絡体制を構築し、円滑な実施運営を行います。

2. 会場

- 尾張旭市文化会館（愛知県尾張旭市東大道町山の内2410-11）



荒天会場（尾張旭市文化会館）

3. 開催規模

区 分	内 訳	人 数
中央特別招待者	公益社団法人国土緑化推進機構会長、国務大臣、愛知県知事、愛知県議会議長、次期開催県知事等	30人
県外招待者 (特別)	県選出国會議員、中央官庁・団体関係者、緑化功労者、コンクール入賞者 等	450人
県内招待者 (特別)	県議会議員、市町村長、実行委員会委員 等	420人
実施本部員	県職員、市町村職員、ボランティア	100人
合 計		1,000人

4. 運営計画

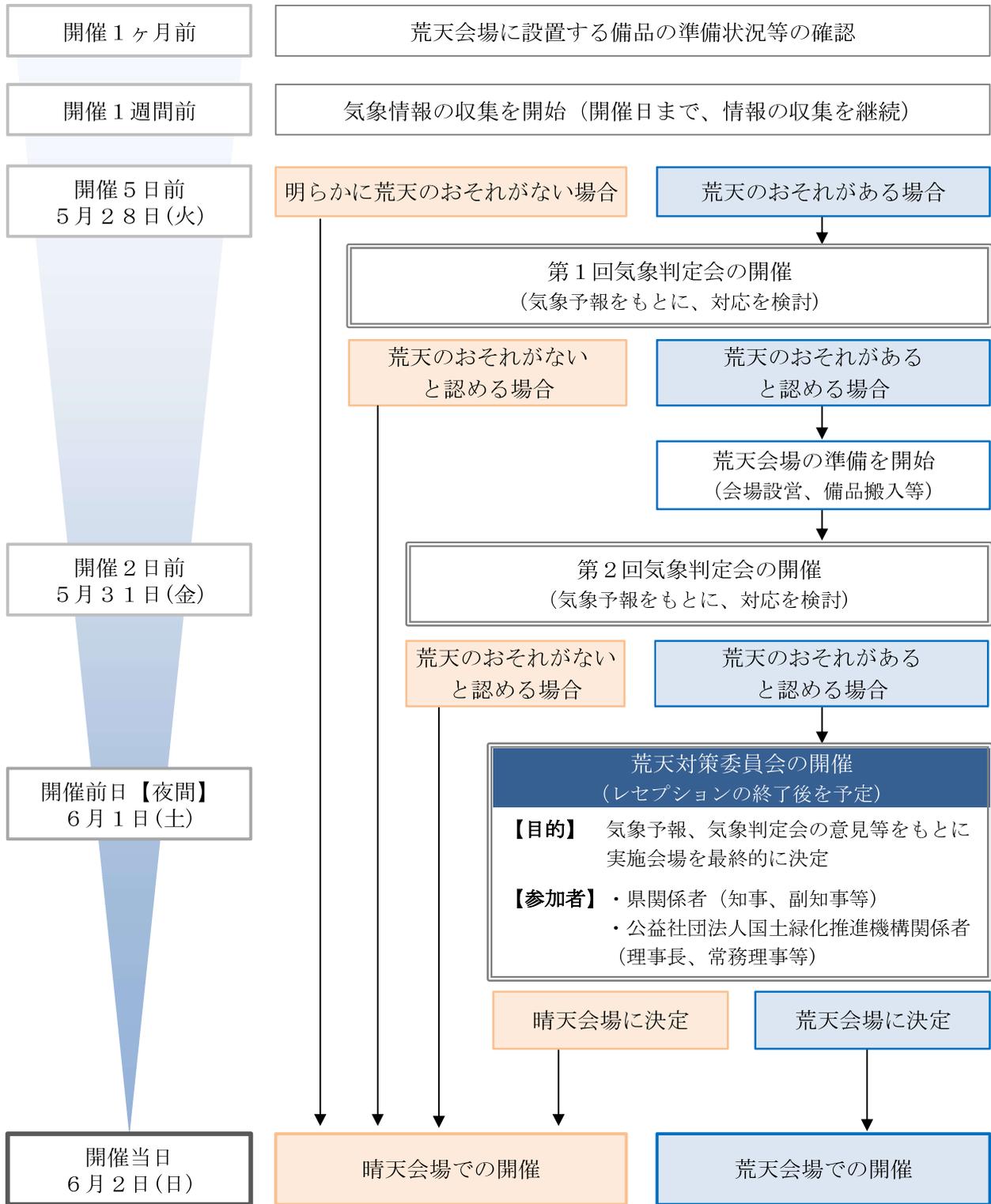
(1) 式典計画

- ◆ 晴天時の3部構成（プロローグ、記念式典、エピローグ）を記念式典のみとし、大会テーマの表現、代表者記念植樹を除いた構成とします。
- ◆ 式典の時間は、50分程度とします。

(2) 式典プログラム

時 間	進 行
招待者入場	
10分程度	公益社団法人国土緑化推進機構会長、国務大臣、愛知県知事、愛知県議会議長、次期開催県知事、開催市長等到着
記念式典	
50分程度	天皇皇后両陛下御到着 開会のことば 国歌斉唱 主催者挨拶 天皇陛下のお言葉 表彰 苗木の贈呈 天皇皇后両陛下のお手植え、お手播き 大会宣言 リレーセレモニー 閉会のことば 天皇皇后両陛下御退席
招待者退場	

(3) 荒天時への切替システム



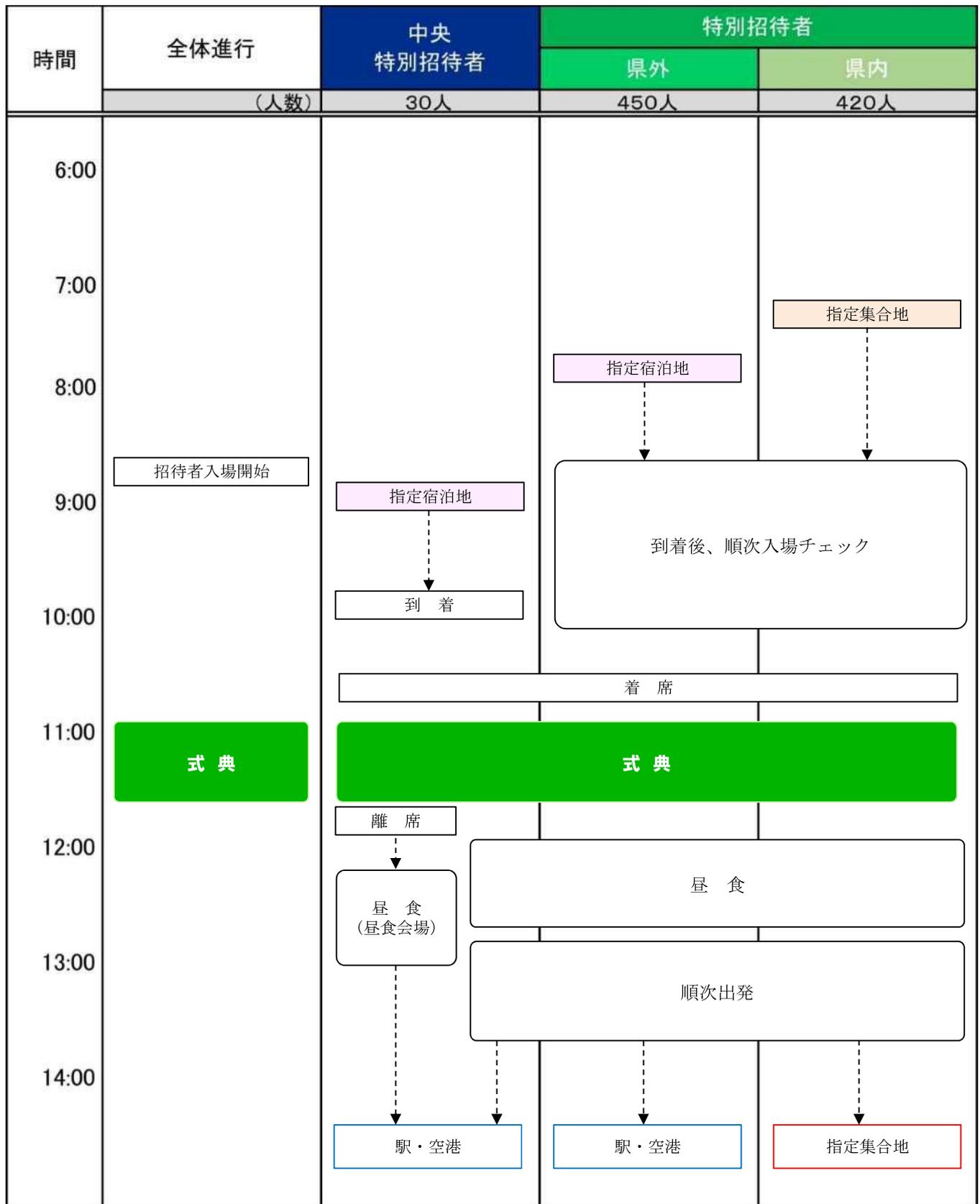
※ 天候の急変等により、期日等を変更する場合があります。

(4) 荒天時の招待者への対応

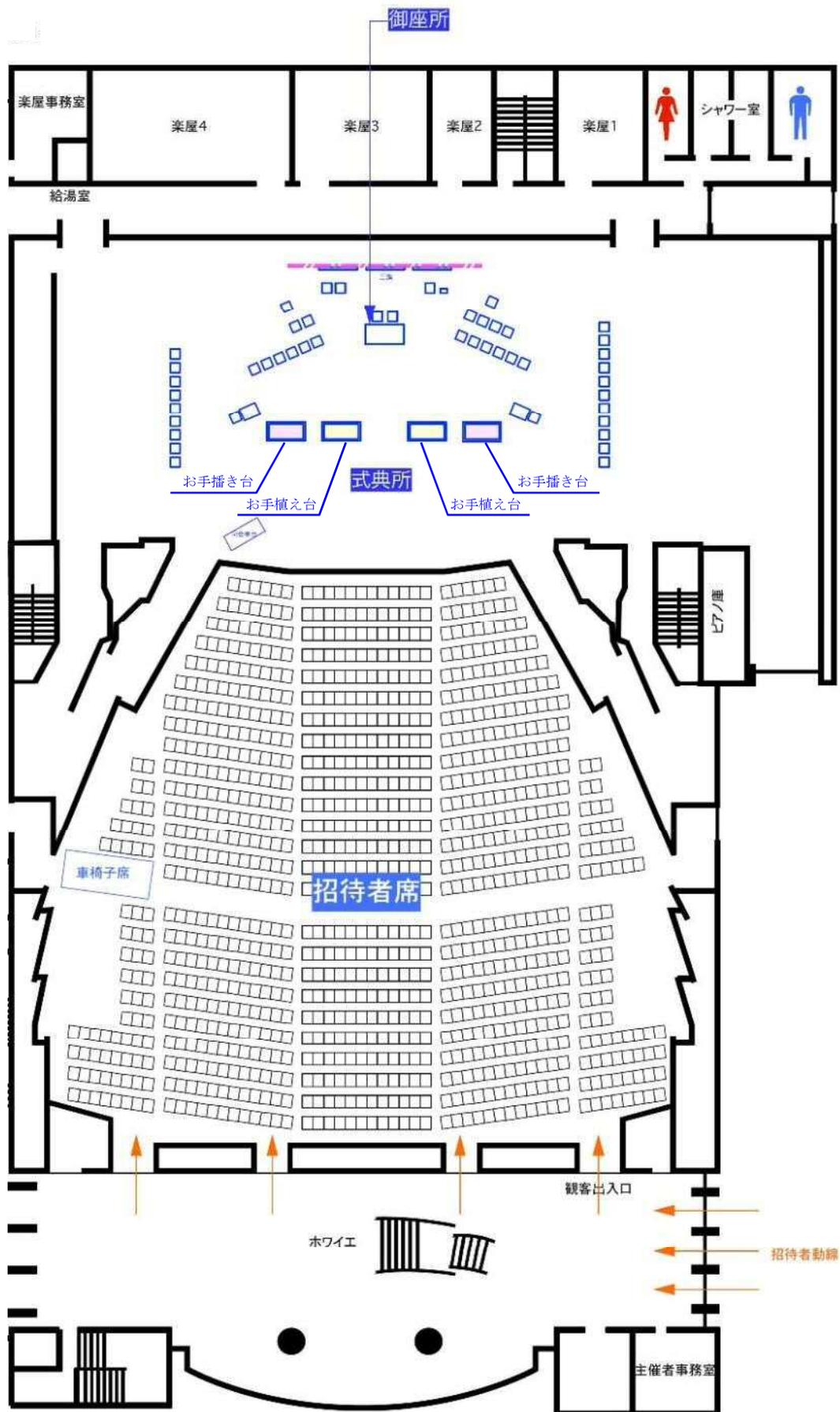
- ◆ 当日の早朝に愛知県ホームページやテレホンサービス等を活用して、荒天会場に変更になったことを広報します。
- ◆ 荒天会場となった場合に不参加となる招待者に対しては、その旨を案内状等に明記します。

参加者区分	荒天時運営対応
中央特別招待者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 荒天時出発時間に変更し、晴天時同様、乗用車にて移動する。 ・ 行幸啓参加者は、昼食会場にて昼食をとる。 ・ 行幸啓に参加しない招待者は、会場内にて弁当を配付する。
県外特別招待者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 荒天時出発時間に変更し、晴天時同様、乗車受付を行い、バスで移動する。 ・ 会場内にて弁当を配付する。 ・ 昼食後、最寄りの駅等に輸送する。
県内特別招待者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 晴天時と同様の出発時刻に指定集合地に参集し、晴天時同様、乗車受付を行い、バスで移動する。 ・ 会場内にて弁当を配付する。 ・ 昼食後、指定集合地に輸送する。
県外一般招待者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定宿泊地にて、荒天会場での開催が決定した旨を伝える。
県内一般招待者 (県内特別招待者の一部を含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定集合地にて、荒天会場での開催が決定した旨を伝える。 ・ 記念品を配付する。

(5) 招待者行動スケジュール



(6) 荒天会場平面図



第8章 記念事業等計画

1. 基本的な考え方

- ◆ 第70回全国植樹祭の開催機運を盛り上げるため、県民参加の記念事業を実施します。

2. 記念事業

- ◆ 記念事業は、第70回全国植樹祭愛知県実行委員会等が主催する事業とします。

(1) あいち“言の葉”キャラバン

各市町村で行われている農林・環境イベント等に出向き、全国植樹祭の開催をPRするとともに、県民から未来の木づかいや森林への想いに対するメッセージを集めます。

【時期】 2017年5月13日～2019年3月

【場所】 全市町村（54市町村）

【内容】 メッセージの収集（メッセージは、全国植樹祭式典の中で活用する）



(2) 苗木のスクールステイ

緑の大切さと緑づくりへの関心を高めるため、小中高生やみどりの少年団の協力により、全国植樹祭で使用する苗木の育成を行います。

【時期】 2016年10月～2019年5月

【内容】 県民参加による苗木の育成



(3) 地域植樹イベント

県民参加による森林づくり活動を進めるため、県内各地域で、植樹イベントを実施します。

【時期】 2017年5月～2019年3月

【場所】 県内各地（9か所程度）

【内容】 記念植樹、あいち“言の葉”キャラバン等



(4) 地球未来こども塾（共催 中日新聞社）

あいち“言の葉”キャラバンの一環として、次世代を担う子供達を対象に、「木づかい人」によるワークショップを開催します。

【時期】 2017年11月～2019年3月

【場所】 豊田市始め6か所

【内容】 木製ランプシェード作り体験、組子細工教室、からくり教室等



(5) 第70回全国植樹祭あいち2019応援イベント

県内各地で実施されるイベントを第70回全国植樹祭の応援イベントと位置付け、それぞれ連携して啓発や情報発信等を行います。

【時期】 2018年4月～2019年5月

【場所】 県内各地域

【内容】 植樹、森林整備、木工教室、シンポジウム、観察会等

**(6) 全国植樹祭シンボル「木製地球儀」市町村リレー展示**

第70回全国植樹祭の開催機運を醸成するため、「木製地球儀」をリレー展示します。

【時期】 2018年7月～2019年4月

【場所】 全市町村（54市町村）

【内容】 木製地球儀の展示

**(7) あいち花の交流ひろば・フラリエみらい花フェスタ**

第70回全国植樹祭をPRするため、木材と花きを使ったディスプレイ展示を行います。

【時期】 2019年4月11日（木）～14日（日）

【場所】 久屋大通庭園フラリエ（名古屋市中区）

【内容】 木材と花きを使ったディスプレイ展示

(8) 第70回全国植樹祭1年前記念イベント

全国植樹祭の開催1年前の時期に、毎年春に開催している「愛知県植樹祭」をプレ大会として位置付け、大会の周知、開催機運の醸成を図りました。

【時期】 2018年5月19日（土）

【場所】 愛西市親水公園総合体育館

【内容】 大会イメージソングの発表、フットサル教室及び記念植樹、あいち“言の葉”キャラバン、全国植樹祭の幟作り、苗木の配付、木材利用ブース出展等

**(9) 第70回全国植樹祭カウントダウンボード除幕式**

第70回全国植樹祭のカウントダウンボードの除幕式を実施し、全国植樹祭の開催日の周知及び開催機運の醸成を図りました。

【時期】 2018年8月24日（金）

【場所】 名鉄百貨店本店[メンズ館]1階エントランス前
ナナちゃんストリートイベントスペース（名古屋市中村区）

【内容】 カウントダウンボード除幕、PRグッズの配布等



(10) 第70回全国植樹祭PRイベント

第70回全国植樹祭の開催日や参加方法を周知して、全国植樹祭への参加をPRしました。

【時期】 2018年9月15日（土）

【場所】 オアシス21（名古屋市東区）

【内容】 あいちの葉のキャラバン、ステージイベントやブースを使ったPRイベント等

**(11) 都市の木質化 展覧会／シンポジウム／講演会**

第70回全国植樹祭の開催機運を盛り上げるとともに、開催理念にもある「木材の利用」を推進するため、展覧会、シンポジウム及び講演会を行いました。

【時期】 2018年11月1日（木）～3日（土）

【場所】 名古屋センタービル（名古屋市中区）

【内容】 展覧会「都市の木質化のあり方と提案」
シンポジウム「まちづくりに活かす都市木」
講演会「地域産材による大型木造建築物が実現するまで」

**(12) 記念誌の発行、記録映像の作成**

第70回全国植樹祭の式典、植樹行事をはじめ、各種の記念行事等の取組を記録誌や記録映像等にまとめ、関係機関に配布します。

(13) 記念碑の建立

第70回全国植樹祭の開催を記念して御製碑を建立します。

3. 関連事業

- ◆ 関連事業は、関連団体が主催する事業のうち、全国植樹祭の開催理念と関連があり、実行委員会と互いに連携していく必要がある事業とします。

(1) 第48回全国林業後継者大会

全国の森林・林業関係者が一堂に会し、林業後継者の育成や、健全な森林づくりを推進するための大会を行います。

【時期】 2019年6月1日（土）

【場所】 豊田市コンサートホール

【内容】 森林・林業関係者の活動発表、パネルディスカッション等



第47回全国林業後継者大会の広報誌

第9章 広報・協賛計画

1. 基本的な考え方

- ◆ 広報活動や企業協賛を通じて、大会の開催意義、開催理念、内容等について広くPRするとともに、開催への機運を高めていきます。
- ◆ 広報媒体の特性を活かした情報発信により、効果的な広報活動を実施します。
- ◆ 大会テーマ、マスコットキャラクター及び大会ポスター原画を活用し、第70回全国植樹祭の開催を県内外に広報します。
- ◆ 広報大使にマリ クリスティーナさんを起用し、県内外に広報します。
- ◆ リーダーに森ずきんちゃんを、メンバーにSKE48のみなさんを起用した第70回全国植樹祭あいち2019PR隊「チーム森ずきんちゃん」を結成しPRを図るとともに、大会を親しみやすいものとしてきます。
- ◆ 本県にゆかりのあるシンガーソングライターの岡村孝子さんに、大会イメージソングを制作していただき、県民の皆様へ大会を周知します。

2. 広報計画

(1) インターネットの活用

第70回全国植樹祭の公式ホームページを開設し、各種イベントや県内の森づくり等に関する情報を積極的に発信します。また、各種問い合わせや申し込みなどについても、インターネットやフェイスブックを効率的に活用します。

(2) 公共広報等の活用

県及び各市町村の広報や広報番組等の公共広報媒体を有効活用し、広く県民に向けて、きめ細かい情報提供とPR活動を実施します。

(3) マスメディアの活用

テレビ、ラジオ、新聞等、各報道機関との連携を深めるとともに、全国植樹祭、記念事業等に関する情報を提供します。

(4) 企業・団体との連携

マスコットキャラクター等の使用を広く呼びかけるなど、県内を中心とした企業・団体の支援協力による広報活動を通じ、全国植樹祭の周知を図ります。

(5) 植樹祭ポスター・情報誌の発行

ポスターを作成し、鉄道などの交通機関や県内の市町村での掲示を行います。また、「森ずきんちゃんだより」を発行し、開催準備状況や記念事業の実施状況等について情報発信します。

（６）PRグッズの作成・配布

マスコットキャラクター等を用いた各種PRグッズを作成・配布し、開催の周知と機運の醸成を図ります。

（７）記念事業の実施

広報大使マリ クリスティーンさん、PR隊「チーム森ずきんちゃん」が参加し、県民が参加・体験できるプログラムを含むイベントを行います。さらに、岡村孝子さん制作の大会イメージソングを多くの県民に披露することを通して、大会を親しみやすいものとします。

3. 協賛計画

（１）基本的な考え方

- ◆ 第70回全国植樹祭を県民参加の大会とするため、企業や団体等に対し、広く支援を求めています。
- ◆ 協賛企業等に対しましては、第70回全国植樹祭会場や公式ホームページ、記録誌等で協賛者名を掲載するなど、様々な特典を用意します。

（２）協賛の種類と内容

① 資金協賛

第70回全国植樹祭や各種記念事業等の開催に係る資金協力

② 物品協賛

第70回全国植樹祭や各種記念事業等の開催に係る物品協力

③ その他の協賛

各種メディアや企業広告を活用した広報協力や、機器等貸与、役務提供による協力等



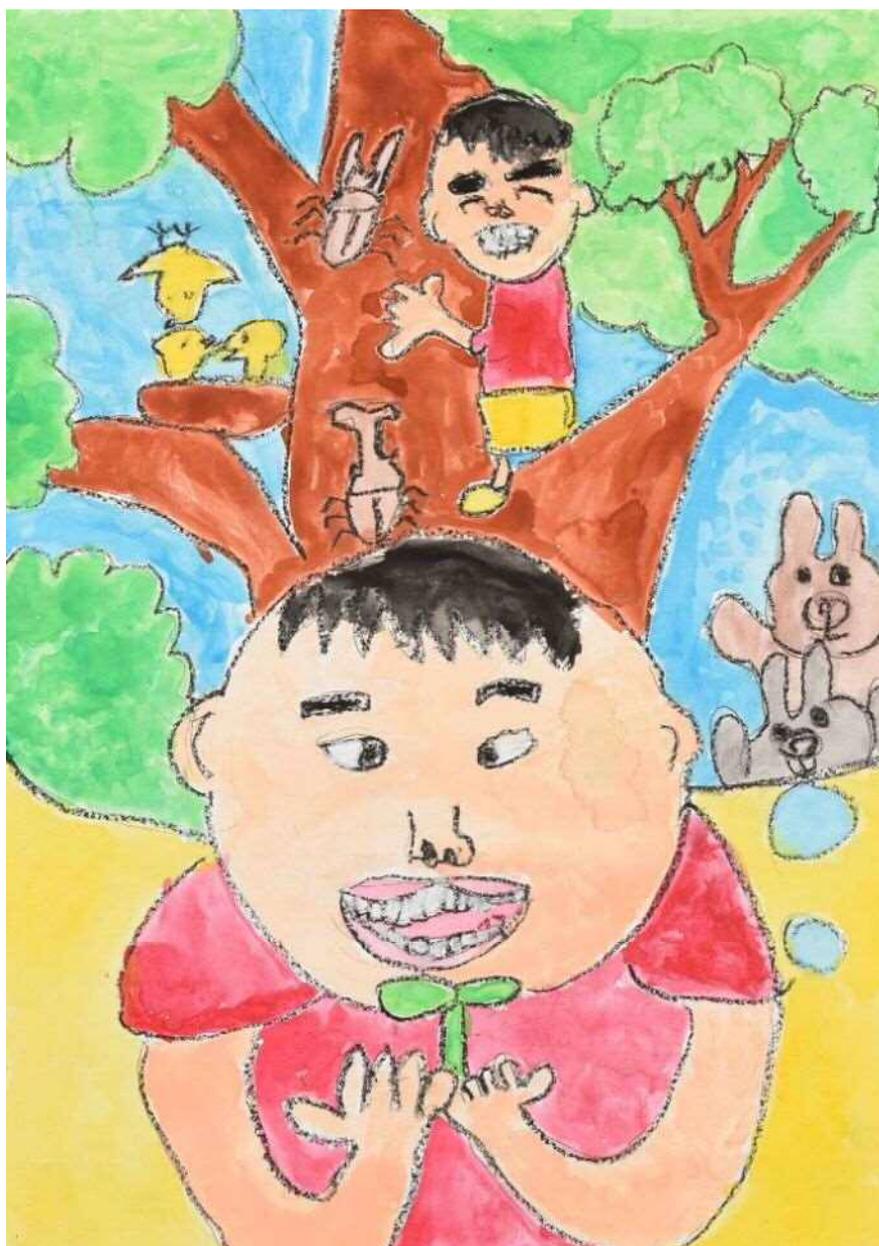
[表紙写真]

左:針葉樹林(岡崎市切山町)
右:愛知県がんセンター愛知病院 地域緩和ケアセンター(岡崎市)
下:名古屋都市風景 新緑の名古屋城と高層ビル群



[裏表紙]

大会ポスター原画:「ぼくの木」



第70回全国植樹祭 実施計画 2019年 月

第70回全国植樹祭愛知県実行委員会事務局
(愛知県農林水産部農林基盤局森林保全課全国植樹祭推進室内)

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

電話：052-954-6618 ファクシミリ：052-951-7882

ホームページ：<http://www.syokujusai-aichi2019.jp>

または、「第70回全国植樹祭」で検索してください。

【議案 2】

第 70 回全国植樹祭愛知県実行委員会会則の改正について

【改正理由】

平成 31 年度事業計画及び収支予算について、書面をもって表決し、総会の議決とすることができるようにするため。

【改正内容】

次の条項を新たに加えることとし、別添案のとおり会則の改正を行う。

第 9 条

6 会長が必要と認める場合は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、総会の議決に代えることができる。

(案)

第70回全国植樹祭愛知県実行委員会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、第70回全国植樹祭愛知県実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、「第70回全国植樹祭」（以下「全国植樹祭」という。）を「愛知の誇るものづくりの伝統と文化」、「森と緑づくりや木づかい」など、本県の魅力や取組を全国に発信する絶好の機会とし、愛知県ならではの特色ある、有意義な大会とするため、開催に必要な事業を行うことを目的とする。

(事業)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するために次に掲げる事業を行う。

- (1) 全国植樹祭の開催に必要な計画及び運営に関すること。
- (2) 関係機関及び団体との連絡調整等に関すること。
- (3) その他目的を達成するために必要な事業に関すること。

第2章 組織

(構成)

第4条 実行委員会は、別表1に掲げる職にある者をもって構成する。

- 2 会長は、愛知県知事をもって充てる。
- 3 副会長は、会長が指名する。

(職務)

第5条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき及び会長が特定の行為につき委任したときは、あらかじめ会長が指名した副会長が、その職務を代理する。
- 3 委員は、この会則に従い議事の審議を行う。
- 4 監事は、会計の監査に当たる。
- 5 参与は、会長が必要と認める事項について相談に応ずるものとする。

(任期)

第6条 任期は、第17条第1項の規定により実行委員会が解散する日までとす

る。ただし、就任時におけるそれぞれの所属機関又は団体の役職を離れたときは、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

- 2 会長は、特別な事情が生じたときは、その職を解くことができ、必要に応じて補充することができる。

(報酬)

第7条 報酬は、支給しないものとする。ただし、会長が必要と認めた場合には支給することができる。

- 2 前項ただし書の規定により報酬を支給する場合には、愛知県職員の例に準じて支給することとする。

第3章 会議

(会議の種類)

第8条 実行委員会に係る会議は、総会、幹事会及び専門委員会とする。

(総会)

第9条 総会は、委員並びに監事及び参与をもって構成する。

- 2 総会は、会長が招集し、その議長となる。
- 3 総会は、次に掲げる事項を審議し、決定する。
 - (1) 会則の改廃に関すること。
 - (2) 全国植樹祭の計画及び運営の基本的事項に関すること。
 - (3) 事業計画、予算及び決算に関すること。
 - (4) 専門委員会へ付託する事項に関すること。
 - (5) その他全国植樹祭の開催に関し重要な事項に関すること。
- 4 総会は、委員の過半数が出席しなければ、開会し、議決することができない。ただし、総会に出席できない者は、あらかじめ通知された事項について代理人にその権限を委任し、又は書面をもって議決に加わることができるものとする。
- 5 総会の議事は、出席した委員（代理人にその権限を委任し、又は書面をもって議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 会長が必要と認める場合は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、総会の議決に代えることができる。

- 7** 会長は、必要があると認めるときは、総会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(会長の専決処分)

第10条 会長は、緊急を要し総会を招集することができないと認めるときは、前条第3項各号に掲げる事項について専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、次の総会にこれを報告し、その承認を得なければならない。

(幹事会)

第11条 幹事会は、別表2に掲げる職にある者をもって構成する。

2 幹事長は、愛知県農林水産部農林基盤局長をもって充て、幹事会の総括を行う。

3 副幹事長は、幹事長が指名し、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるとき及び幹事長が特定の行為につき委任したときは、その職務を代理する。

4 第6条及び第7条の規定は、幹事会において準用する。

5 幹事会は、幹事長が招集し、その議長となる。

6 幹事会は、次に掲げる事項を審議し、決定する。

(1) 総会に付議すべき事項に関すること。

(2) 緊急に審議し、決定することが必要な事項に関すること。

(3) 第9条第3項各号に掲げる事項以外で、全国植樹祭の実施に関して必要な事項に関すること。

(4) その他会長が必要と認める事項に関すること。

7 幹事会は、前項第1号、第2号及び第4号に掲げる事項を審議し、決定したときは、次の総会にこれを報告しなければならない。

8 第9条第4項から**第7項**までの規定は、幹事会において準用する。この場合において「総会」とあるのは「幹事会」と、「会長」とあるのは「幹事長」と、「委員」とあるのは「幹事」と読み替えるものとする。

9 前8項に定めるもののほか、幹事会に必要な事項は、会長が別に定める。

(専門委員会)

第12条 専門委員会は、専門委員長及び専門委員(以下「専門委員等」という。)をもって構成し、専門委員等は会長が委嘱する。

2 専門委員等の任期は、会長が定める。

3 専門委員会は専門委員長が招集し、その議長となる。

4 専門委員会は、総会から付託された専門的事項について調査及び審議し、決定する。

5 専門委員会は、前項に掲げる事項を調査及び審議し、決定したときは、次の総会にこれを報告しなければならない。

6 前5項に定めるもののほか、専門委員会に必要な事項は、会長が別に定める。

第4章 事務局

(事務局)

第13条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を愛知県農林水産部内に置く。

2 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

第5章 経費及び会計

(経費)

第14条 実行委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(事業計画、予算及び決算)

第15条 実行委員会の事業計画及び収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第16条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2 実行委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定めるもののほか、愛知県の財務に関する諸規程に準ずるものとする。

第6章 解散

(解散)

第17条 実行委員会は、その目的が達成され、事業報告を行った後に、総会の議決を経て解散するものとする。

2 実行委員会が解散するとき有する残余財産は、愛知県に帰属するものとする。

第7章 補則

(補則)

第18条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

1 この会則は、平成28年7月4日から施行する。

2 実行委員会設立当初の会計年度は、第16条第1項の規定にかかわらず、実

行委員会設立の日から平成 29 年 3 月 31 日までとする。

- 3 会長がやむを得ず必要と認めた経費については、実行委員会による予算の議決前に支出できるものとする。この場合において、当該支出した経費を収支予算案に含めるものとする。

附 則

この会則は、平成 29 年 7 月 4 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 30 年 3 月 16 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 30 年 7 月 2 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 31 年 1 月 8 日から施行する。

別表1 (第4条関係)

区分	構 成 員	
委員	会長	愛知県知事
	学識 経験者※	名古屋大学大学院生命農学研究科教授
		名古屋大学大学院生命農学研究科准教授
		日本福祉大学健康科学部福祉工学科教授
	経済 ※	愛知県経営者協会会長
		愛知県商工会議所連合会会長
		愛知県商工会連合会会長
		愛知県商店街振興組合連合会理事長
		愛知県信用金庫協会会長
		愛知県中小企業団体中央会会長
		中部経済同友会代表幹事
		一般社団法人中部経済連合会会長
		一般社団法人名古屋銀行協会会長
		名古屋市商店街振興組合連合会理事長
		公益社団法人日本青年会議所東海地区愛知ブロック協議会会長
	農林 水産・ 建設 ※	愛知園芸商組合理事長
		愛知県花き温室園芸組合連合会会長
		愛知県花き市場組合理事
		愛知県漁業協同組合連合会代表理事会長
		愛知県経済農業協同組合連合会経営管理委員会会長
		一般社団法人愛知県建設業協会会長
		愛知県森林協会会長
		愛知県森林組合連合会代表理事会長
		一般社団法人愛知県造園建設業協会会長
		公益社団法人愛知建築士会会長
		愛知県内水面漁業協同組合連合会会長
		愛知県農業協同組合中央会会長
		一般社団法人愛知県木材組合連合会会長
		公益社団法人愛知県緑化推進委員会理事長
		愛知県緑化木生産者団体協議会会長
		愛知県林業種苗協同組合理事長
		愛知豊明花き流通協同組合理事長
		愛知名港花き卸売事業協同組合理事長
名古屋生花小売商業協同組合理事長		
一般社団法人日本木工機械工業会理事長		

※ のついている区分は、「五十音順」で記載

別表1 (第4条関係)

区分		構 成 員
委員	市民・福祉・教育※	愛知県公立高等学校長会会長
		愛知県私学協会会長
		社会福祉法人愛知県社会福祉協議会会長
		愛知県小中学校長会会長
		名古屋市立小中学校長会会長
		愛知県女性団体連盟会長
		愛知県特別支援学校長会会長
		一般社団法人ガールスカウト愛知県連盟連盟長
		一般社団法人日本ボーイスカウト愛知連盟理事長
	観光・運輸※	一般社団法人愛知県観光協会会長
		愛知県タクシー協会会長
		一般社団法人愛知県トラック協会会長
		公益社団法人愛知県バス協会専務理事
		中部国際空港株式会社代表取締役社長
		東海旅客鉄道株式会社代表取締役社長
		名古屋タクシー協会会長
		名古屋鉄道株式会社代表取締役社長
	国・自治体等	林野庁中部森林管理局局長
		愛知県市長会会長
		愛知県町村会会長
		名古屋市長
		尾張旭市長
		愛知県議会議長
		愛知県議会農林水産委員会委員長
		愛知県副知事
		愛知県政策企画局長
		愛知県総務部長
		愛知県振興部長
		愛知県県民文化部長
		愛知県環境部長
		愛知県健康福祉部長
		愛知県産業労働部長
		愛知県農林水産部長
愛知県農林水産部農林基盤局長		
愛知県建設部長		
愛知県教育委員会教育長		
愛知県警察本部長		
愛知県県有林事務所長		
監事	愛知県会計管理者	
	尾張旭市会計管理者	

※ のついている区分は、「五十音順」で記載

別表1 (第4条関係)

区分	構 成 員
参 与 ※	愛知県ケーブルテレビ協議会会長
	株式会社朝日新聞社名古屋本社名古屋本社代表執行役員
	伊勢新聞社名古屋支社名古屋支社長
	株式会社エフエム愛知代表取締役社長
	株式会社花卉園芸新聞社代表取締役
	株式会社岐阜新聞社名古屋支社執行役員名古屋支社長
	一般社団法人共同通信社名古屋支社名古屋支社長
	株式会社建通新聞社中部支社常務取締役中部支社長
	株式会社産業経済新聞大阪本社編集局中部総局総局長
	株式会社時事通信社名古屋支社支社長
	株式会社静岡新聞社名古屋支社支社長
	株式会社Z I P-F M代表取締役社長
	信濃毎日新聞株式会社名古屋支社名古屋支社長
	株式会社C B Cテレビ代表取締役社長
	株式会社C B Cラジオ代表取締役社長
	中京テレビ放送株式会社代表取締役社長
	株式会社中日新聞社代表取締役社長
	株式会社中部経済新聞社代表取締役社長
	テレビ愛知株式会社代表取締役社長
	東海テレビ放送株式会社代表取締役社長
	株式会社東海日日新聞社代表取締役社長
	東海ラジオ放送株式会社代表取締役社長
	名古屋テレビ放送株式会社代表取締役社長
	株式会社日刊建設工業新聞社名古屋支社取締役支社長
	株式会社日刊建設通信新聞社中部支社支社長
	株式会社日刊工業新聞社名古屋支社執行役員名古屋支社長
	株式会社日刊木材新聞社代表取締役社長
	株式会社日本経済新聞社名古屋支社常務執行役員名古屋支社代表
	株式会社日本農業新聞中部支所中部支所長
	日本放送協会名古屋放送局名古屋放送局長
	株式会社東愛知新聞社代表取締役
	株式会社毎日新聞社中部本社常務執行役員中部代表
株式会社木材工業新聞社代表取締役	
株式会社読売新聞東京本社執行役員中部支社長	
株式会社林経新聞社代表取締役	

※ のついている区分は、「五十音順」で記載

別表2 (第11条関係)

区分		構成員
幹事	幹事長	愛知県農林水産部農林基盤局長
	幹事	一般社団法人愛知県観光協会専務理事
		愛知県森林協会事務局長
		愛知県森林組合連合会代表理事専務
		一般社団法人愛知県木材組合連合会専務理事
		公益社団法人愛知県緑化推進委員会事務局長
		愛知県緑化木生産者団体協議会事務局長
		愛知県林業種苗協同組合理事長
		尾張旭市市民生活部全国植樹祭推進室長
		愛知県政策企画局秘書課長
		愛知県振興部観光局観光振興課長
		愛知県農林水産部農林政策課長
		愛知県農林水産部食育消費流通課長
		愛知県農林水産部園芸農産課長
		愛知県農林水産部農林基盤局林務課長
		愛知県教育委員会事務局総務課長
		愛知県警察本部警備部警備課長
		愛知県県有林事務所長

【報告】

専門委員会の開催状況について

1 式典演出専門委員会について

(1) 付託事項

式典行事の演出・内容等の決定に関すること。

(2) 会議の開催状況

○ 第5回会議

開催日 平成30年11月20日

内容等 式典行事計画についての検討。

2 植樹樹種専門委員会について

(1) 付託事項

植樹行事における会場及び樹種の選定に関すること。

(2) 会議の開催状況

○ 第5回会議

開催日 平成30年11月5日

内容等 植樹行事計画についての検討。

3 木材利用専門委員会について

(1) 付託事項

式典会場等の木材利用方法に関すること。

(2) 会議の開催状況

○ 第6回会議

開催日 平成30年9月19日

内容等 お野立所・特別招待者席の実施設計決定。

入場ゲートとおもてなし広場の装飾についての検討。

○ 第7回会議

開催日 平成30年11月14日

内容等 おもてなし広場（ウエルカムエリア）に設置する木製
構造物についての検討。